

本会議や総務常任委員会、行財政特別委員会で議論を重ねる間、市民の皆様から多くのご意見をいただきました。こうした皆様からの負託に応えるべく、議員各々が熟慮を重ねた結果、先の6月定例会で「庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業の予算執行に対する意見書」を可決するに至りました。

今回は、意見書に係る審議内容について、これまでの経過も併せてご報告いたします。



平成26年9月定例会

## 合併協定を尊重せよ 条例改正案を否決

庁舎位置条例改正案は、総務常任委員会で審査したのち、本会議で審議を行い、出席議員の3分の2以上の同意を要する特別多数議決で採決しました。

質疑や討論では、「財政が厳しさを増す今、将来の市民生活を考えれば庁舎に必要以上の投資をすべきでない」との賛成意見に対し、「合併協定を尊重すべき」「防災面や建設費用の比較が不十分である」との反対意見がありました。

また、平成26年4月に市環境センターから排出したばいじん等のダイオキシン類濃度が基準値を超過しているにもかかわらず、これを大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出していた事

実が判明し、再発防止に向けた対策に取り組んでいるところであったことから、「環境センターダイオキシン問題の解決を優先すべき」との反対意見もありました。

採決の結果、賛成少数で否決となりました。



庁舎建設予定地

(今津町今津448番地20)

平成27年3月定例会

## 拙速な決断は避け 市民に十分な説明を 条例改正案を再び否決

環境センターダイオキシン問題が、大阪湾広域臨海環境整備センターへ改善報告書の提出とばいじん等の受け入れを要請するに至り、問題解決の見通しが立ったことから、再度、庁舎位置条例改正案が提案されました。「庁舎整備費用を削減することで、将来の市民サービスを維持すべき」との賛成意見がある一方、「今津地域の市民に、跡地利用の代替案を示し理解を求めらるべき」との反対意見もありました。これに対して執行部からは、「公有地活用検討委員会を設置し、これまでの経緯を踏まえながら今津地域の皆様のご意見も参考に、市全体の振興